

〔學界展望〕

フランク王國史研究の問題點

——メロヴィング王朝期を中心に——

増 田 四 郎

紀元五世紀の末葉、今日のベルギーの一地方から出たサリ・フランク族の王クロドヴィッヒ(クローヴィス、在位四八一—五一一)に統一されてから、内訌・内亂のたえまないメロヴィング王朝期を経て、七五一年のカロリング王家のクーデターとなり、カール大帝(在位七六八—八一四年)の黄金時代を謳歌しつつも、やがて十世紀の経過のうちにフランス、ドイツ、イタリアなどに分裂していったフランク王國の歴史が、政治・法制・經濟・

文化のあらゆる面で西ヨーロッパ史の出發點をなすものであり、各國共通の母胎であったことは、いまさらあらためて強調するまでもない周知の事實である。すなわち古ローマの傳統、キリスト教の訓え、ゲルマン民族の精神という三大要素を融合して、歴史的世界としての「ヨーロッパ」が誕生したのは、まさにこの國においてであり、地中海の都市的沿海文化を中心とした古典古代社會から、ライン、セーヌの兩河地域を中心とする農耕的内陸文化へのきりかえを達成したのも、まさしくこの時代においてであった。それゆえ、端的な表現がゆるされる

(41) 學 界 展 望

ならば、フランク王國をぬきにしては「ヨーロッパ」は考えられず、この時代の社會變質を無視しては「封建社會」の成立が跡づけられ難いのである。

このように重要な意味をもつフランク王國であるため、そこにふくまれる研究のテーマや視角もきわめて多種多様であり、精神史・宗教史・文化史などをもふくめて、それらを全面的にここに紹介するということは、私の力をはるかに越えた困難事である。従って本稿では、フランク王國史の前半をなすメロヴィング王朝期に重點を置き、もっぱら法制史ないし社會經濟史の上で最近特に問題となっている諸點を指摘するにとどめたいと思う。

しかし、問題をこのように限定してみても、なおかつわれわれはいくつかの大きな困難につきあたる。そのわけは、史料の絶対数が少いということにもよるが、メロヴィング王朝期の社會というものを取扱うばあいに、論者が、(一)古代末期の問題として興味をもつのか、(二)ゲルマン民族移動史の一齣として重視するのか、それとも、(三)フランス、ドイツ、イタリアなど各國の歴史の前史または起源という意味でとりあげるのかに應じて、

かなり違った問題提起がなされうるからであり、さらに最近では、記述史料や古文書による研究のほかに、考古學・地名學・言語學・集落形態學などの歴史補助學が格段の進歩をしめし、その結果、個別研究のきめに大きな地域差があらわれて來たからである。そのため、一般的な考察の可能性が、特殊な地域史研究の精緻な實證によって、ある意味では極端に狭められ、ある意味では部分的小おそろしく深められるという傾向をしめしており、この兩者をどう橋渡しすればよいのかということが、容易ならぬ課題となりつつあるようにみうけられる。

それはとにかく、上述の諸事情を考慮しつつ、いまの私にとつての、メロヴィング王朝期の最も基本的なテーマを擧げてみると、それは何よりもまず、ローマ帝國の官職的な制度、國家の實態並びに國家觀が、いかにして封建的な人的結合、國家の原理に編成替えされたのかという問題だということが出来る。このテーマは、一見法制史プロパーの問題のようにみえるかも知れない。しかしこのことの徹底的な解明は、究極的なかたちでは、そのまま政治史におけるフランス、ドイツ、イタリアなどの分裂の必然性につながるものであり、社會構造の問題とし

preuss. Akad. d. Wiss. phil.-hist. Kl. Nr. 2, Berlin 1938; E. Stein: Geschichte des spätromischen Reiches (384—476). Bd. I, Wien 1928. ⑥二著だけを挙げて置く。

(5) 最も代表的にはフェリックス・ダーンの主著 Die Könige der Germanen. 12 Bde. München 1861 ff. が挙げられる。なほ古代と中世との連続・非連続の問題については H. Aubin の論文集 Vom Altertum zum Mittelalter. München 1949. 並びに同じ問題についての考古學的な具體的研究 K. Böhrer: Die Frage der Kontinuität zwischen Altertum und Mittelalter im Spiegel der fränkischen Funde des Rheinlandes. Trierer Zeitschrift, 19, 1950, S. 82—106. などを見よ。きわめて概括的には拙著『西洋封建社會成立期の研究』(岩波書店刊) 第一論文参照。

(6) 私がこのようなテーマを一つの基本的な問題と考えるにいたったのは、テオドール・マイヤー、フランツ・シュタインバッハなどの諸論文に示唆されたためである。

(7) この時代の史料の種類・性格などについては Wattenbach-Levison: Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Heft 1 u. Beiheft, Weimar 1952—53. が便利であり、厳格な史料批判の好例としては W. Levison: Aus rheinischer und fränkischer Frühzeit. Ausgewählte Aufsätze. Düsseldorf 1948. が挙げられる。

二

まず最初に問題となるのは、王權の性格と関連せしめて、メロヴィング王朝の國家統一の内容をどう考えればよいかということである。⁽⁸⁾ もちろんこれを詳しくいえば、クロードヴィッヒの三十年間の治世だけをとってみても、その間に王權の性格は變り、國家統一の原理が變質したといえるかも知れない。ましてや六、七世紀の内亂中の諸王の在り方、とりわけクロタール二世(在位五八四—六二八年)の時代、アウストリア宮宰職の實力が増大した王朝末期などを一括して論ずることは、ある意味では無謀にちかといえよう。⁽⁹⁾ しかしそれにしても、古代末期やカロリング王朝、あるいは同時代の他のゲルマン諸部族國家の王權や國家體制とくらべてみたばあ、やはりメロヴィング王朝の特色を云々することは可能であり、それを企てなければならぬのである。⁽¹⁰⁾

そこで、従來學界で論じられて來たこの問題に對する一般的解釋を概観するに、國家統一の内容に關しては、一方ではクロードヴィッヒの國家をもつて、徹底的な征服國家(Eroberungsreich)であつたと解するのに反し、

他方では、大體四九六年の王のカトリックへの改宗にいたるまでを、ゲルマン的な部族統合の過程と考え、それ以後を、ローマの官職(具體的にはビザンツ皇帝アナスタシウス一世から公認されたローマのコンスルなる官職)、並びにローマ人貴族を主體としたカトリック聖職者たちの、想像を絶する種々の協力による地域連合(特に舊ローマ帝國領についていえば、セナートの貴族との妥協と協定)に過ぎなかったとみる見解がしめされている。⁽¹¹⁾そして研究が精緻になればなるほど、最近ではますます後者に加擔した結論が多いようにみうけられる。

というわけは、もし前者のように、もっぱら軍勢力と王の個人的力量をたのむ征服國家であると考へるならば、第一に、メロヴィング王家以外のゲルマン的・フランク的な舊貴族(Volksadel)の諸家のカリスマが、ある特定の時期に、一律に消滅させられたという事實を立證しなければならず、第二には、フランク族民の侵入・定着が、先住ローマ屬州民を壓迫して、相當ドラスティックに遂行されたであろうことを豫想しなければならず、第三には、軍事と治安または司法をつかさどる伯爵(comes, Graf)や公(dux, Herzog)が、綜じて王權を

介しての官職的なゲルマン人役人によって占められ、それができるだけ畫一的に全王國に配置されていたことを論證しなければならぬであろう。⁽¹⁴⁾そうでなければ、軍事的にも行政的にも、これを強力な王權、統一的な國家とみなすことは困難である。しかしこのような諸事實が、はたして積極的に證明されうるであろうか。

他の部族法典と比較して、フランク族最古の法典であるレックス・サリカに、「貴族」(nobles, Edlinge)についての特別の規定が一切存在しないというところから、かつての學界はフランク舊貴族の重大な變質ないし低下がおこなわれたと推定し、その推定の上に立つて、フランク「一般自由民」(Gemeinfreie)の特殊な在り方が論ぜられ、強力な王權の確立が主張されたのであるが、最近ではむしろそれとは反對に、フランク部族法典(レックス・サリカ、レックス・リブアリア)を、他のゲルマン部族法典との共通の基盤の上で、内面的に理解しようとする傾向がよまってきた。⁽¹⁵⁾とりわけ、カロリング王朝期をもふくめての「一般自由民」の内容分析は、甲論乙駁の状態であり、結論的には舊學説の根底がすっかりくずれ去ったかのごとき観がある。⁽¹⁶⁾

また舊來、贖罪金 (Wergeld) の金額の格差の問題をめぐって、フランク人とローマ人のあいだに、法的地位の大きな差別待遇が存在したと説かれていた兩民族の在り方についても、最近ではその格差は、人種的差別のあらわれではなく、ゲルマン人については官職とジッペ制の反映、ローマ人についてはローマ末期の國制、特にローマ都市市民の法的地位並びに財政制度の考え方が、そのまま残存していた結果であるとの新説があらわれている。⁽¹⁷⁾ そして一般的には、メロヴィング王朝時代には、カトリックとアリウス派ないし異教徒との宗教的對立感情はありえても、ナショナリティーの問題は、ローマ末期におけると同様、ほとんど問題とはなりえなかつたとみるのが通説である。⁽¹⁸⁾

しかしそれでは逆に、メロヴィング王家が、王家以外のフランクの舊貴族を温存し、その後裔を家柄が舊貴族であるがゆえに、王の側近にはべる重臣群、すなわちアントルステイオーネース (antustiones) の主たる構成メンバーとなしたかというに、まことに残念ながら、これを立證する史料は存在しない。ということとは、建國の史料が一般にそうであるように、この國においても、史

料の性格がおそろしく王家中心に編まれているというところであり、事實關係が、どの程度に古ゲルマン社會のいわゆる「貴族支配」の體制と連續していたかが、ほとんど不詳なのである。⁽¹⁹⁾ 従つてこの興味ある問題は、いままでのように部族法典の分析からだけではなしに、一つは「傳記」(Vita) その他の私的な記述史料から、いま一つは集落形態および特定地域の具體的な社會秩序の在り方の考證などから、一步一步解明に接近するよりほか方法がない。

つぎに第二の問題、すなわちフランク族の侵入・定着の事情については、近時集落形態學および地名學の考證が、多彩な考古學的研究と手を取りあつて進められ、結論的には、ドラスティックな侵入や文化破壊の事實が否定される傾きがつよい。また第三の官職配置の問題は、後述するように決して畫一的なものではなく、伯や公の性格および權限内容が、時代的にみても、地域的にみても、きわめて多様なものであつたことが、ほぼ確定的に證明されている。

こうして舊來の、強力にして征服者的なフランク統一國家のイメージは、もはや學界の通説ではなくなつたと

いえるが、それではとにかくもこの國の統一を可能にし、王家本位の諸史料を作製せしめたゆえんのもは、一體何であったのであろうか。この問題を解くためには、われわれはどうしてもカトリックの思想統制力と、王室および民衆に對する聖職者の現實のはたらきかけ、並びにローマ的諸制度および意識の殘存という厄介な問題に取組まなければならない。⁽²⁰⁾そしてその操作は、地域的な限定を前提することなしには、ほとんど不可能である。なんとすれば、古ゲルマンの傳統の強弱、キリスト教の布教の度合い、ローマ的遺制の殘存ということとは、いずれも地域差のはなはだしいものであり、そこに居住する民衆自體も、すでに人種的・部族的に一樣の密度で混在していたのではなく、生活感情や團體意識の面でも、大きなひらきがあったはずだからである。

それゆえ、大膽な推測がゆるされるならば、メロヴィング朝の王權は、そのいくつかの地域によって、最初からちがったうけとられ方をしており、國家統一というこのの意味も、いわば地域差をカヴァーするカトリック的・ローマ的な統一にはかならず、王室はこの統一體“Regnum Francorum”を、ゲルマンの古法に従って、

家産的に分治統合したものであるということができよう。そしてもしこの見通しがあたっているとすれば、その土地の豪族をもって伯職とする方針を定めた有名な六一四年のクロタル二世の勅令は、通説でいわれるように集權的王權の衰微・敗北を意味するものではなく、むしろ既存の貴族への依存を公的に承認した文書ということになるかも知れない。⁽²¹⁾いずれにしても、クロードヴィッヒの國家をもって、あまりに強力かつ整備された官職的統一國家と考えることは、大きな行過ぎである。それではこの時代について、どのような地域差が認められるであろうか。こまかい地方差のことはしばらく措くとして、ごく大ざっぱにみた地域差の意味を一瞥してみよう。

(20) この問題に關する最近の研究としては、R. Buchner: Das merowingische Königtums. in: Vorträge und Forschungen, Bd. III, Lindau u. Konstanz 1956, S. 143—154. がよく、なお民族移動史の立場からする研究では、I. Schmidt: Aus den Anfängen des safränkischen Königtums. Klio, 34, 1942, S. 306—327. がすぐれたもの。

(21) メロヴィング王朝時代は、通常クロードヴィッヒの統

in: Grundlagen der mittelalterlichen Welt. Stuttgart 1958, S. 94—120. 邦訳 44。 | 邦訳 244。 E. Zöllner: Die politische Stellung der Völker im Frankenreich. Wien 1950. 邦訳 44。 邦訳 244。 S. Stein: Der Romanus in den fränkischen Rechtsquellen. MIOG. Bd. 43, 1929.; U. Stutz; Das Wertgeld des Romanus nach den fränkischen Volksrechten. Abh. d. preuss. Akad. d. Wiss., philos.-hist. Kl. Nr. 2, 1934, S. 3—48.; R. Thurneysen: Das keltische Recht. ZSRG. GA. Bd. 55, 1935. 424 邦訳 44。

(29) H. Dannenbauer: a. a. O., S. 94 f.; H. Pirreme: A History of Europe. p. 31 f., 55 ff. 参照。

(30) 古ゲルマンの貴族支配の歴史 H. Dannenbauer: Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. in: Grundlagen, S. 121—178. 並びに拙稿『古ゲルマン社会の基本構造』(『西洋封建社会成立期の研究』所収)をみられた。

(20) キリスト教の問題については、キリスト・フロン・フーリエットの定評ある著作をはじめとして、キリシタン研究が挙げられる。しかしこの問題はわれわれの問題に關係するだけの数篇を例示するにとどめた。W. v. d. Steinen: Chlodwigs Uebergang zum Christentum. MIOG. Erg.-Bd. 12, 1933, S. 417—501.; E. Ewig: Zum christlichen Königsgedanken im Frühmittelalter. in: Vorträge u. Forschungen, Bd. III, Lindau u. Konstanz

1956, S. 7—73.; R. Buchner: Germanentum und Papsttum von Chlodwig bis Pippin. in: Historia Mundi, Bd. 5, Bern 1956, S. 133—172. 参照 邦訳 44 邦訳 44。 邦訳 44。 邦訳 44。 L. Ueding: Geschichte der Klostergründungen der frühen Merowingerzeit. Berlin 1935; Van der Essen: Le siècle des Saints (625—739). Etude sur les origines de la Belgique chrétienne. Bruxelles 1943; H. Wiernuszowski: Die Zusammensetzung des gallischen und fränkischen Episcopates bis zum Vertrag von Verdun (843). Bonner Jb. Bd. 127, 1922, S. 1—83; M. Schuler: Ueber die Anfänge des Christentums in Gallien und Trier. Trierer Zeitschrift, Bd. 6, 1931, S. 80—103; Th. Schieffer: Angelsachsen und Franken. Zwei Studien zur Kirchengeschichte des 8. Jahrhunderts. Wiesbaden 1951.

(11) あるのはまた、フウストリア豪族群の獨立的地位を確證する作用をなしたものと考へられる。F. Steinbach: Das Frankenreich. S. 36 ff. 参照。

III

いかなる國家においても、詳細に各地域社会を檢討してみれば、そこに何らかのローカル・カラーが存在する。これは、さういふ種々雑多な諸民族・諸部族を

ふくむ國家にあっては、この傾向は一層はなほだしい。しかしそのばあいわれわれに問題となるのは、いわば土俗的な意味でのローカル・カラーではなく、中央の國家權力に抵抗して、それらの地域が特殊な政治形成の基盤となりうるような素地または性格をもちつゞけているかどうかという點であり、逆にいえば、王や國家の統治力や行政機構が、どの程度に畫一的に滲透しているか、あるいはしていないかという點である。

フランク王國は、まさにこの點で、ローマ帝政後期の強制國家・制度國家を崩壊せしめる末端に位していたのであり、中世の封建國家・人的結合國家への道をきりひらく發端をなすものであった。⁽²²⁾そこで、一體それでは、フランク各地域のどの部分にはぐくまれた社會構造ないしエートスが、新しい時代を開幕する基地または原動力となりえたかが問われなければならない。

まずカイサル、タキトウスの時代から民族大移動期にかけてのゲルマン社會が、一般的にいつて、ブルクを中心とし、從士群をしたがえた大小さまざまな貴族支配の下に立つ社會であったという⁽²³⁾ことは、今日ではもはやうごかし難い定説とみてよからう。ところがメロヴィン

王朝にはいり、住民の大部分が舊ローマの屬州民であるような新しい國家が成立すると、ゲルマン的な貴族支配の體制は、當然各地域によって、大きな變質と制約をうけざるをえなくなる。つまりゲルマン人の定住密度が濃厚な地域や、フランク王權の直接の支配がおよぶ地域とはかく、そうでない地域については、ゲルマン古來の支配權はおよび難い。その最も代表的な地域は、フランク王國のほぼ半ばを占めるロアール河以南の諸地方、すなわちアキタニア、セプティマニア、ガスコーニュ、プロヴァンスなどであった。

古代末期のガリア史を調べてみると、四世紀の末葉まではヴァレンティニアヌス帝(三六四—三七五年)の、トリエルの宮廷とした熱心なガリア經營のこともあって、ローマの元老院制度につながるいわゆるセナートの貴族(senatorischer Adel)が、ほとんどガリアの全領域にわたって蟠踞していたことがわかる。ところが五世紀にはいり、東北方からするフランクなどゲルマン諸族侵入の危険が加わって來ると、かれら貴族群は、しだいに所領を整理・處分して、漸次ロアール以南またはロアール流域に轉居することとなり、六世紀には、大土地所有

者としてのローマ貴族の本據は、すべてアキタニア、ブルグント、プロヴァンスの地域に閉じこめられてしまうことが證明される。⁽²⁵⁾ その上、さらに注目すべきは、五、六世紀の経過のうちにも、こうした南ガリアの諸地方には、フランク人の定住がきわめて散発的なものに過ぎず、ゲルマン出身の司教や役人の數もここではきわめて稀れで、ローマン、ゲルマン兩民族の融和混合ということが、實際問題としては容易に遂行されなかつたことを暗示している點である。⁽²⁶⁾ いいかえればそれは、南ガリアの社會秩序が、ローマのセナートの貴族の割據を基調として、昔ながらに維持されていたということであり、都市制度や商工業活動についても、メロヴィング王家の登場によって、ラディカルな變化がもたらされたとは考えられない。⁽²⁶⁾

こう考えて來ると、「フランク王國」というものを考察する際には、まず最初に、ロアール河以南と以北とを大きく區別してみることが、絶対に必要であるゆえんがうなずかれるであろう。そしてそのことを側面から裏づけしてくれるのが、クロードヴィッヒ王歿後における度々の國家分治の方法と、南ガリアへの「征服」の経過とで

ある。すなわち王國分治の重點は、あくまでもロアール以北の地に限られ、アキタニアその他については、その土地のローマ貴族の歸趨ないしそれとの交渉によつていたことが推定され、その「征服」も、東方のゲルマン諸族に對するようなはげしい戦闘ではなく、同じカトリック教徒であることも手傳つて、王と貴族との一種の協定のごとき性格をしめしているばあひが多い。⁽²⁷⁾ これらの事情に照しても、メロヴィング王朝の開始とともに南ガリアの民衆の生活に激變がおこつたとはどうしても考えられない。しかしそのこととは別に、セナートの貴族の多くが、「レックス・サリカ」の規定(第四章)にみえる「王の陪食官」(Romanus convivae regis)として登用せられ、漸次ゲルマン貴族と交流・融合して、のちにフランク的な豪族またはカロリング王朝の帝國貴族層に流れこむ道がひらかれていたことも忘れてはならない。⁽²⁸⁾

ところがこれに反し、ロアール河以北の地域となると、事情はもつと複雑である。すなわち六世紀以後の分國の首都であるバリ、ランス、オルレアン、ソアッソンなどはいずれもこの地方に存在し、ロアール以南の町に首都が設けられたことは、ただの一度もなかつた。ゲル

マンの慣習による王國の分治相續は、種々の事情を考慮しながらも、つねにこの地方に重點を置いていたのであるが、六世紀の後半になると、いつからともなしに、一應分國のいかんにかかわりなく、ロアール以北が大きく、(一)セーヌ河流域を中心としたノイストリア (Neustria)、(二)マース、モーセル、ライン流域を中心としたアウストリア (Austria od. Austrasia) の二大地區に分れ、それに、(三)舊ブルグント族の領域であるロース河流域のブルグント (Burgund) を加えて、三つのブローヴィンキアが成立するに至った。

従って、政治的分割とは一應別個に成立したノイストリア、アウストリア、ブルグント三州の基調がそもそも何であったかが問題となるが、結論的にいえば、王宮都市バリとパリ盆地を本據とするノイストリアが、フランス王室とローマ屬州文化とのバランスある融合をしめす典型的な地域であり、ブルグントが、セナートの貴族群をも昔のままに温存せしめたローマ的遺制のつよいゲルマン領域であり、アウストリアが、つねにゲルマン的要素を東方からうけいれると同時に、みずからのうちにもそれを復興させる實力をもつ、最もローマ的傳統の稀薄

な地域であったとみて、ほど大過なからう。いうまでもなく、のちのカロリング王家は、まさしくこのアウストリア地方から出た家柄であり、その勝利をサポートして全フランクに君臨させたものも、アウストリア豪族群の實勢力にほかならなかった⁽³⁰⁾。それゆえ、カロリング王家を中心にフランク王國の再統一・再強化が達成されるということは、ことばをかえていえば、ローマ化された西、南型貴族に對するゲルマン的な東北型貴族の勝利を意味し、その勝利の原因の一つとして、兩地域における貴族と民衆の在り方の相違、生活感情の相違を想わしめるものがある。集落形態が問われ、所領形成の内容が問われ、社會秩序の根據が問われなければならないのは、このような見通しのためである⁽³¹⁾。

事實、封建的主従關係は、法概念的にはガロ・ローマ的なた身 (commendatio) の制度と、ゲルマン的な忠誠義務 (Treueverpflichtung) の精神との結合によって成立したものとされるが、しかしそのどちらに重點を置いて主従制が觀念されていたかは、地域により大きなひらきがあったはずである。さらにまた、七世紀以降になると、開墾村落や大所領の創出が目立つが、これも貴

族のイニシアティブに依るものが多かった。そしてそうした新しい經濟活動は、不思議にパリ盆地以東、特にアウストリア地方に集中しているのである。⁽³²⁾ これらの事情から判断しても、カロリング王朝への推移という點から、アウストリア地方がすでにメロヴィング王朝期に特殊の重要性をもっており、その地域の貴族支配の構造を吟味することが、「中世社會」の誕生を知る一つの重要な鍵であることがわかる。近時ドイツ史學界でこの方面の研究がさかんなのは、おそらくかかる見通しによるものであろう。⁽³³⁾

もちろん、そうはいっても、アウストリア地方が最初から純ゲルマン的な社會であったなどというロマンティックな先入観を抱くことは危険である。そこにはやはり、ある部面に關しては、相當つよくフランク王室のローマ末期的な諸制度がかぶさっており、貴族の中にもフランク官職的なもの、すなわち王權を介して、まったく役人として赴任・配置されたものも決して少なくなかった。

それゆえわれわれとしては、以上のような興味ある地域差を豫想しつつも、なおかつ、一般的にみたローマ的

制度の殘存、フランク的・官職的なものの普及度、並びに自生的豪族支配の基盤を分析する必要がある。⁽³⁴⁾ そしてできればさらに一步をすすめて、聖職者の「傳記」や、貴族の「遺言書」・「寄進帳」などの片言隻句をたよりに、個々の司教・修道院長・公・伯などが一體どのような身分や家柄の出であり、どこでどういう仕方ですべていたかを探求することが必要である。⁽³⁵⁾ しかしこの操作は、實際問題としては、殘存史料の状況からして、フランク王國の全領域にわたって、一樣におこなうことはもとより不可能である。また古墳發掘による考古學的研究も、地域差が大きく、全體像を描き出せるまでにはすすんでいない。事實、私の知る限りで、こうした具體的研究が比較的すすんでいるのは、ベルギーおよびモーセル流域、並びにアレマン族が住んでいたアルサスおよびシュワーベン地方であるが、⁽³⁶⁾ フランスについても、あるいは部分的にそうした企てがはかどっているのかも知れない。

いづれにしても、地方豪族の在り方や、官職的なものと自生的な支配との押しあいなどという具體的な問題を追求するためには、従來のような中央の、いわば公的な

史料や年代記、部族法典だけでは不充分であり、補助的な史料や研究成果を全面的に援用することが要請される。また非常に厄介なことではあるが、五、六世紀のガリア社會を知るためには、どうしてもローマの法典、わけても『テオドシウス法典』の諸規定のごときものが活用されなければならぬ⁽²⁷⁾。

こうしてフランク王国の地域差を説明することは、とりもなおさず、この國の性格と構造を明らかにし、ひいてはフランクとドイツとの分離、さらには「古代末期的なもの」から「中世封建的なもの」への轉位または編成替への基地をつかみ出す仕事となるであらう。

(27) この考え方はゴットフリート・H. Aubin: Die Frage nach der Scheide zwischen Altertum und Mittelalter. HZ. Bd. 172, 1951, S. 245—263.; F. Lot: La fin du monde antique et la début du moyen âge. Paris 1923, Par. I, chap. VI, VII. を参考にせよ。

(28) H. Dannenbauer: Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. in: Grundlagen, S. 121—178.; H. Mitteis: Formen der Adels Herrschaft im Mittelalter. in: Die Reichsidee in der Geschichte. Weimar 1957, S. 636—667.; E. F. Otto: Adel und Freiheit im deutschen Staat des frühen Mittelalters. Berlin 1937. *

お拙稿『古ゲルマン社會の基本構造』、『西洋封建社會成立期の研究』所収) 参照。

(24) このことに関する畫期的な研究は、K. F. Stroheker: Der senatorische Adel im spätantiken Gallien. Tübingen 1948. をみる。この書を中心とした問題の所在を紹介した拙稿『古代末期のゲルマン社會』(前掲拙著所収)を参考せよ。

(25) F. Petri: Germanisches Volkserbe in Wallonien und Nordfrankreich. 2 Bde. Bonn 1937. の第二巻に引かれた詳細な地圖をみよ。

(26) こうまじめななく、マンリ・ブレンヌの諸著にあらわれた構想を思ふべきである。とりわけ彼の主著の「ゴットマホメット et Charlemagne. Paris et Bruxelles 1937. を参照せよ。

(27) 王國分治の複雑な諸事情については、E. Ewig: Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511—613). Ak. d. Wiss. u. Lit. Mainz 1952.; Ders.: Die fränkischen Teilreiche im 7. Jahrhundert (613—714). Sonderdruck aus Heft 1—2/22. der Trierer Zeitschrift 1953, Trier 1954, S. 85—144. を最も權威的をみる。

(28) W. Schlesinger: Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte. HZ, Bd. 176, 1953, S. 225—275. 参照。

(29) F. Steinbach: Ausrufen und Neustrufen. Die Anfänge der deutschen Volkwerdung und des deutsch-

französischen Gegensatzes Rhein. Vierteljahrsbl. Bd. 10, 1940, S. 217—228.; Ders.: Das Frankenreich. S. 35 ff.

(28) フロマンク・ハルツマンの『H. E. Bonnelli: Die Anfänge des karolingischen Hauses. Jb. d. dt. Gesch. Stuttgart 1866; H. Aubin: Die Herkunft der Karolinger. in: Karl der Grosse oder Charlemagne? 1935; A. Schultze: Das Testament Karls d. Gr. in: Aus Sozial- u. WG. Gedächtnisschrift f. G. v. Below, Stuttgart 1928, S. 46—81. 參考せよ。』

(29) 『考古學の歴史』の『考古學』の卷に於て H. Zeiss: Die germanischen Grabfunde des frühen Mittelalters zwischen mittlerer Seine und Loiremündung. 31. Bericht d. rom.-germ. Komm. 1941, Teil I, S. 5—174; J. Werner: Zur Entstehung der Reihengräberzivilization. Archaeologia geographica, Bd. I, Heft 2, Hamburg 1950, S. 23—32. 参考せよ。』
J. Fischer: Der Hausmeier Ebroin. phil. Diss. Bonn 1954; E. Zöllner: Die Herkunft der Agilolfinger. MIOG. Bd. 59, 1951. S. 245—264. 参考せよ。』
G. Tellenbach (Hrsg. v.): Studien und Vorarbeiten zur Geschichte des grossfränkischen und frühdeutschen Adels. Freiburg i. Br. 1957; R. Sprandel: Der merovingische Adel und die Gebiete östlich des Rheins. Freiburg

i. Br. 1957; H. Wieruszowski: Reichsbesitz und Reichsrechte im Rheinland (500—1300). Bonner Jb. Bd. 131, 1926, S. 114—153; K. Schumacher: Siedlungs- und Kulturgeschichte der Rheinlande. 3 Bde. Mainz 1925. 参考せよ。』

(30) 『ドイツの歴史』の『Merowingerzeit』の卷に於て Alex. Bergengruen: Adel und Grundherrschaft im Merowingerrreich. Beihft 41. d. VSWG. Wiesbaden 1958. Kap. V. 参考せよ。』 S. 118 ff. 參照。

(31) 『ドイツの歴史』の『Merowingerzeit』の卷に於て E. Ewig: Das Fortleben römischer Institutionen in Gallien und Germanien. in: Relazioni del X Congresso Internazionale di Scienze Storiche. Vol. I, Firenze 1956, S. 549—586.; H. Dannbauer: Hundertschaft, Centena und Hunnari. in: Grundlagen, S. 179—239.; R. Sprandel: Dux und comes in der Merovingerezeit. ZSRG. GA. Bd. 74, 1957, S. 41—84.; E. Frh. v. Guttenberg: Index h. e. comes aut grafo. in: Festschrift Bd. E. Stengel, S. 93—129. 参考せよ。』

(32) 『ドイツの歴史』の『Merowingerzeit』の卷に於て J. Werner: Das alemannische Gräberfeld von

Bülaeh. Basel 1953; J. Dienemann-Dietrich: Der fränkische Adel in Alemannen im 8. Jahrhundert. in: Vorträge u. Forschungen, Bd. I, Lindau u. Konstanz 1955, S. 149—192; J. Werner: Das alemannische Fürstengrab von Wittislingen. München 1951.; R. Strub: Zur Geschichte der Alemannen in der Merowingerzeit. phil. Diss. Freiburg i. Br. 1952.; W. Veeck: Die Alemannen in Württemberg. 2 Bde. Leipzig u. Berlin 1931.; H. Büttner: Geschichte d. Elsass. Berlin 1939.; H. Zatschek: Germanische Raumerfassung und Staatenbildung in Mitteleuropa. HZ. Bd. 168, 1943. などその好例である。

(37) テオドロシウス法典の原典は、一九〇五年 Th. Mommsen と P. M. Meyer の共編になるものが最も基本的なものであるが、一九五二年プリンストン大學で全文が英譯された。The Theodosian Code. tr. by C. Pharr. Princeton Univ. Press 1952. などその好例である。

四

上述のような地域差を考え、のちにフランスとドイツとに分離せざるをえないであろう基礎構造の相違を豫想したばあい、わが國の學界にもすでに紹介済みのあのベルギーの史家アンリ・ピレンヌの著名な構想、すなわち

古代末期とゲルマン民族移動期とのあいだには文化の斷絶なく、すくなくとも社會經濟史的には、フランク王國のメロヴィング王朝期とカロリング王朝期のあいだに、いわゆる「經濟的コントラスト」が存在するという考え方と、われわれの着想とは、いかなる關係に立つのであろうか。これについては「ピレンヌ・テーゼ」批判があまりにさかんであるため、ここで詳論するいとまはないが、⁽³⁸⁾結論的にいえば、大體つぎのように理解すれば、大きな矛盾はないのではないかと私は考える。

すなわちピレンヌのばあいには、一應、商業交易の在り方を中心として、社會經濟體制の變貌をとらえ、そうした變貌をひきおこした契機として、回教徒の侵入、地中海交易の斷絶を説くのであるが、われわれの本稿での關心は、もっぱらメロヴィング王朝治下にみるフランク王國の實態であり、それをややたちいって吟味すれば、地域によって、古い體制を温存するに過ぎぬ停滞した地域と、新しい時代をきりひらく可能性をもつ地域とに分けられるというまでで、ここで直接ピレンヌを批判しようとしているのではない。のみならず地域差のことは、ピレンヌ自身もするどく氣づいており、フランク王國に

おけるアウストリア地方の特殊性は、所論全體に對する伏線として、充分高く評價しているように思われる。⁽⁴³⁾

従つて、當時の地中海商業がどうであつたかとか、貨幣制度がどう變つたかとか、回教徒の侵入がそれほど決定的な畫期的激變をもたらしたかどうか、といった議論は一切ぬきにして、メロヴィング王朝時代の社會經濟生活についての問題點だけを一瞥することとしたい。

その際、まず問われなければならないのは、ローマ帝政末期の都市制度がどの程度に存続し、また都市住民に對する徵稅その他の制度がどう引繼がれていたかという問題である。財政史の上からいっても、きわめて重要なポイントであるが、これらの問題については、従來は比較的抽象的に、ローマ末期以來、すでにひきつづき都市制度が衰退して、城砦すなわちカステルムの様相を呈するものが多かったと説かれて來たに過ぎない。⁽⁴³⁾

ところが近時個別研究がすすんだ結果、そのような一般論は成り立たなくなり、殊に「レックス・サリカ」にみえる“Romanus possessor”の實體が、セナートの大土地所有者または單なるローマ人土地所有者でなく、舊ローマ都市民の小土地所有者にはかならなかつたゆえ

んが立證されるにおよんで、都市の市參事會すなわちクーリア (curia) の制が、すくなくとも六世紀末葉にいたるまで、昔ながらに存続したことが推測されるにいたつた。またガリア全領域にみられるメロヴィング王朝時代のバークス (pagus) なる行政區域と、ローマ末期の都市、すなわち狹義の市域のほか周囲に廣大な領域をもつキーヴィタース (civitas) との緊密な連續性が證明せられ、この面からも西南ガリアと東北部とのあいだに、地域呼稱の由來に大きな差があることがわかつて來た。⁽⁴⁶⁾ 東北部諸地方で、ガウ (Gau) と呼ばれる地域的まとまりの意義が論議されるのは、かかる相違のためである。

いずれにしても、こうした問題に正しく答えるためには、まず具體的な個々の都市の徹底的分析に俟たなければならず、なにゆえ一部の都市が存続し、他の都市が衰微せざるをえなかつたかの具體的理由が擧げられなければならぬ。それゆえ、メロヴィング王朝期における都市や商工業の在り方を綜括するということは、ビレンヌのごとき見通しは別として、正直にいつて今日の段階では、時機尚早の感を禁じえないのである。⁽⁴⁷⁾

つぎに問題となるのは、ゲルマン諸族、特にフランク族による土地占住の地域や密度がどうであったかという点である。この問題は、フランス語とドイツ語との言語境界がいかにして成立したかという論争にはじまり、今日では考古學的發掘の分布圖作製と精密な地名學的考證をたよりに、ある程度まで綜合的な研究が企てられ、方法上の對立はあつても、大體の結論がくだされているとい(48)う。それらを綜括してみると、さきにも述べたごとく、フランク族のガリア侵入は決して一擧にドラスティックにおこなわれたものではなくて、きわめて漸次的になされたものであり、大體ロアール河の線まで定着が散在することとなつたが、メロヴィング王朝の中期になると、ゲルマン的な色彩の濃い生活圏の上に、「再ローマ化」の波がロアール以南からおしよせ、その結果として、いわゆる「混合文化」の廣大な地帯ができたものと考(49)えられる。そしてその中心をなしたのがパリ盆地の一帯であるが、王國の東北部には、その再ローマ化の波がおしよせる度合いが弱く、加うるに東北からするゲルマン的要素の補充が絶えなかつたため、フランク王有地の保有と配置にもかかわらず、この地方には、七世紀以

來獨自の豪族群の支配圏が各所に形成され、それが結局そのままアウストリアの前述の諸特色をうみだすにたつたのである。しかしながら、考古學上の遺物・遺跡の意味の判定や、地名學上の語尾の變化といった問題は、それぞれに専門上の方法を前提しての立論であるため、その方法上の論争でいづれが正しいのかということになると、この方面のまったくの素人であるわれわれには、容易に判断がくだし難い。こまかい問題になると、こうした困難に逢着するため、われわれとしては、わずかに一般的に認められた妥當な結論を参照しうるのである。

ただし、われわれにも容易に納得できるのは、そうした考古學、地名學などの研究成果が、記述史料のそれとつきあわせて、相互補助的に論じられているばあいであり、そのためには、どうしても「中世の綜合科學」と呼ばれるあの新しい地域史研究の方法にたよらざるをえない。その意味で、たとえそれが地域的にきわめて限定された研究であつても、すぐれた地域史の結論とい(50)うものには、絶大な説得力がふくまれている。

さて最後にとりあげなければならないのは、中世社會

經濟史研究の上で、最も多くの論争をふくむグルントヘルシャフト(莊園制)の成立というテーマである。「グルントヘルシャフト」という概念の内容を、單なる大土地所有制と考えないで、中世中期にドミナントないわゆる「古典莊園」、すなわちヴィリカツイオン制をとまなう莊園支配であると限定するならば、そのようなグルントヘルシャフト制は、いつ、いかにして形成されたのであろうか。これについては、學説の變遷をただるだけでも容易でないほどの多くの主張がなされているが、メロヴィング王朝期の社會經濟史に關係する限りにおいて、私は私なりの見通しを述べてみたい。

私の考えでは、大土地所有制そのものは、古ゲルマン時代においても、ローマ末期においても、おのおの独自の貴族支配との關連において、あきらかに嚴存した。⁽⁵¹⁾しかしそれらはいずれも後世のヴィリカツイオン制のごとき支配形態であったのではなく、ゲルマンのばあいは、世襲地支配(Allodialherrschaft)と他の在村豪族に對する高級支配(Oberherrschaft)との結合、ローマ末期のばあいは、直接的な大土地經營の遺制といふべきものに過ぎなかつた。⁽⁵²⁾もちろん、ばあいによっては、直營地

耕作のための若干の賦役という莊園制への傾斜は存しえたであろうが、共同耕地(ゲワン)をもち、耕作強制などの規制に服する古典莊園下のユニークな集落形態といふものは、どうしてもメロヴィング王朝期以前に立證することはできない。

ところが七世紀以降になると、バリ附近の平野地方やアウストリアの全域にわたって、當初に散在していた多數「原初村落」(Urbium)の人口が漸増する傾きをしめし、それと並んで、これらの地方の貴族のイニシアティブによる開墾村落が續出することとなる。このことは、一つには行列塚式墓地(Reihengräberfriedhof)の遺體の漸増という面から、いま一つには地名學の側から、相當統計的に證明することができる。そしてその傾向と並んで、貴族による修道院の建立や聖堂の獻納が多くなり、聖界所領が、いわば二次的な大土地所有形態として形成されるにいたる。最近この時代のグルントヘルシャフトを研究したメルゲングリューンは、⁽⁵³⁾このような七世紀以降における貴族・豪族の指導による開墾村落の形成を、原初的な定住すなわち「Volksiedlung」に對して、特に「Adelssiedlung」と呼び、さらにまた、前者を

「自由農民的定住」(Freibäuerliche Siedlung)、後者を「グルントヘル的定住」(Grundherrliche Siedlung)と規定しているが、これによってもあきらかなように、ベルゲングリューン⁽⁵⁴⁾は七世紀以降にグルントヘルシャフト成立の重點をもとめているごとくである。

この構想は、私がかつて「原初村落」の考察をおこなひ、すくなくともシュワーベン地方においては、七世紀末にいたるまでは、原初村落は共同耕地をもつ集村形態をとらず、従つてまたヴィリカツイオン制に適合的なスケールでなかつたこと、および七世紀末から八世紀にかけて急速に人口の増加をしめし、原初村落が集村に變化する可能性が決定的となる一方、開墾村落が漸増する事實を論證したのと、結論的には一脈相通じるものがあるのではなからうか。

しかしそれにしても、メロヴィング王朝期のグルントヘルシャフトについては、貴族所領の形成および分布の概要がわかつて、個々の莊園および村落の具體的運營方式を示唆する史料はほとんどなく、若干の個別研究にもかかわらず、ヴィリカツイオン制の構造を再現することは、いまのところまったく困難である。⁽⁵⁶⁾そのため

は、八世紀以降、とりわけカロリング王朝期の寄進帳その他から、わずかに逆推してみるよりほか方法がない。⁽⁵⁷⁾

もし以上の考察が大過なしとするならば、それでは一體、共同耕地のいくつかをもち、耕作強制と耕地混在をしめす類型的なあの三圃農法というものは、何をきっかけに成立・普及したのであろうか。これについては、一つには、ゲルマン人のもっていた原初村落における團體的規制の精神、第二には、ラティフンディウム制度の崩壊とヴィラの經營にみる農民支配の形態、第三には、開墾その他を通じての、聖俗兩界貴族の「領主」としての地位の確立と、その發言權の増大、第四には、人口増加に對處する合理化の精神などといったものが、綜合的に考慮するべきであらう。いづれにしても、そうしたグルントヘルシャフトの形成が、ほかならぬセーナ、ライン間の北フランスおよびアウストリア地方にまず最初にはじまり、それが八、九世紀の經過のうちに、漸次に東方ゲルマン諸領域に普及したと推測されることは、歴史をうごかす推進力の所在を暗示するものといわなければならぬ。そのばあい、農民の團體意識の特殊性が一つの基底をなし、豪族による開墾その他の指導がいま一つの

要因をなしていたことをみのがしてはならない。

メロヴィング王朝期というわが國ではほとんど顧みられない暗い時代が、いかに多くの重要な研究課題を占んでいるかの一端をしめし、今後における私自身の個別研究の序説にかえた次第である。

(38) 概説的には拙稿『フランク王国の商業交易』(『獨逸中世史の研究』所収)をみられたら。

(39) ヨンヌ批判の文獻はらうさ枚舉はうさ枚ならぬにせよ。最近のものは、D. C. Dennet: Pirenne and Muhammad. Speculum, vol. 23, 1948; M. Lombard: Mahomet et Charlemagne. Annales, 1948; S. Bollin: Mohammed, Charlemagne and Ruric. Scandinavian Econ. Hist. Review, I, 1953; E. Perroy: Encore Mahomet et Charlemagne. Rev. Hist. vol. 212, 1954; M. Lombard: L'évolution urbaine pendant le haut moyen âge. Annales, 1957. などがある。

(40) うさ枚ではなへども、単純な經濟史家ではない。かれのわらうが獨特のヨーロッパ史であつたこと、その著作の行文から汲みとるべきである。

(41) 例へば、H. Pirenne: A History of Europe. p. 69 f., 72 f. などがある。

(42) この問題については、E. Emen: Frühgeschichte der europäischen Stadt. Bonn 1953; H. v. Petriko-

vits: Das Fortleben römischer Städte an Rhein und Donau im frühen Mittelalter. Trierer Zeitschrift Bd. 19, 1950, S. 72—81. のようである。

(43) 一般書は、F. Lot: La fin du monde antique. Par. I, chap. IV, 2. 参照。

(44) H. Dannenbauer: Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich. in: Grundlagen, S. 94—120.

(45) F. Vercauteren: Etude sur les Civitates de la Belgique Seconde. Bruxelles 1934; E. Ewig: Trier im Merovingerreich. Civitas, Stadt, Bistum. Trier 1954; E. Ewig: Civitas, Gau und Territorium in den Trierschen Mosellanden. Rhein. Vjb. Bd. 17, 1952, Heft I, S. 120—137.; E. Ewig: Die Civitas Ubiorum, die Francia Rinensis und das Land Ribuarum. Rhein. Vjb. Bd. 19, 1954. 参照。

(46) 例へば、H. Schmitz: Stadt und Imperium, Köln in römischer Zeit. Bd. I, Köln 1948; R. Buchner: Die Provence in merovingischer Zeit. Stuttgart 1933. のようである。

(47) 考古學史の見地から、度量衡器具の出土と貨幣の出土を結び、J. Werner: Waage und Geld in der Merovingenzeit. Sitzungsberichte d. Bayer. Ak. d. Wiss. phil.-hist. Kl. München 1954. 4. 類書を編むべきである。

(27) の問題について、F. Petri: Zum Stand der Diskussion über die fränkische Landnahme und die Entstehung der germanisch-romanischen Sprachgrenze. Darmstadt 1954. P. 49-60. 基本史を著者により、P. Steinbach: Studien zur westdeutschen Stammes- und Volksgeschichte. Jena 1926; A. Helbok: Grundlagen der Volksgeschichte Deutschlands und Frankreichs. Text- u. Atlasbd. Berlin 1935; F. Petri: Germanisches Volkserbe in Wallonien und Nordfrankreich; die fränkische Landnahme in Frankreich und den Niederlanden und die Bildung der westlichen Sprachgrenze. 2 Bde. Bonn 1937; E. Gamillscheg: Romania Germanica. Bd. I, Berlin 1934; W. v. Wartburg: Umfang und Bedeutung der germanischen Siedlung in Nordgallien im 5. und 6. Jahrhundert im Spiegel der Sprache und der Ortsnamen. Berlin 1950. 各著を参照せよ。

(28) 特別用語の「ノマン」の語源を参照。

(29) 例示として、J. Dhondt, S. J. De Laet et P. Homberg: Quelques considérations sur la fin de la domination romaine et des débuts de la colonisation française en Belgique. Antiquité Classique. XVII, 1948; Ch. Verlinden: De Frankische Koloniasite. in: Algemene Geschiedenis der Nederlanden. Deel I, Utrecht 1949; H. Dammannbauer: Bevölkerung und Besiedlung

Alemanniens in der fränkischen Zeit. in: Grundlagen, S. 284—308; K. Böhrer: Archäologische Beiträge zur Erforschung der Frankenzeit am Niederrhein. Rhein. Vjrb. 15/16. 1950/51, S. 19—38; J. Steinhausen: Archäologische Siedlungskunde des Trierer Landes. Trier 1936; H. Roosens: De merovingische begraafplaatsen in België. Gent 1949. 各著を参照せよ。

(15) 拙著『西洋封建社会成立期の研究』第三、第五、第六論文参照。

(2) 拙著『第三』第六論文を参照。

(3) Alex. Bergengruen: Adel und Grundherrschaft im Merowingerreich. Beiheft 41. z. VSWG. Wiesbaden 1938. 各著を参照せよ。同問題を一線として、Z. f. d. g. u. h. S. Hofbauer: Die Ausbildung der grossen Grundherrschaften im Reiche der Merovinger. Baden bei Wien 1927. を参照せよ。

(4) Alex. Bergengruen: a. a. O., S. 107 f., 118 ff., 127 ff.

(5) 拙著『中世初期』各著を参照せよ。『花菱形地』(拙著 第五論文)参照。

(6) 各著を参照せよ。個別研究の事例として、拙著『ノマン』の「ノマン」の語源を参照せよ。J. Sturm: Ortsnamen als Zeugnisse grundherrlicher Siedlung. Z. f. Ortsnamenforschung. Bd. 4, 1928. S. 26—38; H. van Weverke: Grands propriétaires en Flandre au VII^e et au VIII^e siècle. Revue Belge de phil. et d'hist. II, 1923,

pp. 321—327; A. Dumas: Quelques observations sur la grande et la petite propriété à l'époque carolingienne. Rev. hist. d. dr. fr. et étr. 1926, pp. 213—279, 613—672; G. Frommefeld: Der altfränkische Erbhof. Ein Beitrag zur Erklärung des Begriffs der terra salica. Breslau 1938; R. Kraft: Das Reichsgut im Wormsgau. 1934; R. Maeyer: De overblijfseln der Romeinsche villa's in België. Antwerpen u. Den Haag 1940; C. Wampach: Geschichte der Grundherrschaft Echter nach im Frühmittelalter. Bd. I, 1 u. 2. Luxemburg 1929/30; K. Glöckner: Die Anfänge des Klosters Weisenburg. Eis-Lothr. Jb. Bd. 18, 1939. なほなほ學ぶべしなり。

(57) この困難な史料の状況と取組みつゝ、村落の在り方を

解明する一例をいふと、H. Dannenbauer: Fränkische und schwäbische Dörfer am Ende des 8. Jahrhunderts. in: Grundlagen, S. 271—283. 時代はカロリヌ王朝のものであるが、方法的にわわわれにまたえを示唆は大きい。なほ考古學の側からする H. Stoll: Die Alamannengräber von Hailfingen in Württemberg. Berlin 1939. のうらなをたゞ。なほフランク族のものであるが、いむゆる原初村落のスケールとその發展様相を具體的に知るのに貴重であり、フランク族の定着を推定するの役に立つ。フランス學界でこのような原初村落史の研究がこの程度にすすんでゐるのか、残念ながら私には不詳である。

(一九五九・七・三一)